

## 平成30年度第1回二宮町総合教育会議

日時：平成30年5月18日(金)

13時30分から

場所：二宮町役場 第一会議室

1 開会

2 町長挨拶

3 協議・調整事項

(1) 平成30年度総合教育会議のテーマ設定について

(2) その他

4 閉会



## 平成 30 年度二宮町総合教育会議のテーマについて

### 今年度のテーマ

- ・小中一貫教育校推進について
- ・役場庁舎の移転とまちづくりについて

### (第 2 回以降)

- ・二宮町教育大綱の改定



**二宮町小中一貫教育校導入検討会における  
検討内容報告(平成 30 年3月)より**

**(2) 学校再配置の検討にあたっての条件として考えられる事項の整理**

これから学校の再配置を検討していく上で、検討の条件を示すことが重要と考え、検討会で議論し、以下のとおり整理しました。

- 児童生徒の学習環境を改善する観点から、小中一貫教育を行うとともに、学校規模の適正化や学区の再編など小中一貫教育校の導入に向けた検討を行う。
- 小中一貫教育校の形は、当面は分離型。
- 小中一貫教育校（分離型）グループを2つ作る。
- 単級の学校はつくらない。
- 現在の小学校区に最低1つの学校（小中どちらでも）を置く。
- 統合や校種の変更による改修は行うが、短中期的には新設は行わない。
- 地域との関係を十分考慮する。
- 財政的な負担はできるだけ少なくする。



平成 30 年度 総合教育会議の日程

回	日時
第 1 回	平成 30 年 5 月 18 日 (金) 13 : 30 から
第 2 回	平成 30 年 8 月 17 日 (金) 13 : 30 から
第 3 回	平成 31 年 1 月 18 日 (金) 13 : 30 から



## 二宮町総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、本町の教育に資するため、二宮町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

### (構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、町長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 3 町長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

### (意見聴取)

第5条 町長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合は、この限りではない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

### (議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、会議資料とともに公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

# 二宮町教育大綱

平成 27 年 10 月  
二宮町

## 二宮町教育大綱

### ■ 大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法律」と言う。）」の一部が改正され、平成 27 年 4 月から新たな教育委員会制度がスタートしました。この制度の目的は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を強化することであり、これらを実現させるための方策の一つとして、地方公共団体の長による「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が位置付けられました。

二宮町の教育につきましては、町総合計画に基づき「二宮町教育委員会基本方針」を定め具体的な取組みを行っているところですが、法律の改正を受け、「大綱」として教育における町の方向性をわかりやすく示すことで、この明確な目標のもと、町長と教育委員会が今まで以上に連携し教育の推進に携わることとなります。

子どもから大人までが生涯を通じて共に学び、共に成長できるまちをつくるために、その指針として「二宮町教育大綱」を定めるものです。

### ■ 大綱の期間

平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間とします。

これは、第 5 次二宮町総合計画中期基本計画の計画期間に連動し、見直しができるよう設定するものです。

### ■ 大綱の基本理念

町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します

## ■ 大綱の基本方針

### 1 人権を尊重し合う心を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- 一人ひとりの人権を尊重し、豊かな人間性と社会性を育むとともに、自他の生命を大切にする教育を進めます。
- 子どもたち一人ひとりの発達段階に合せた確かな学力と、健やかな体力を養います。
- 地球的な視野で自ら考え主体的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。

### 2 落ち着いた学習環境と未来を見据えた教育環境づくりを進めます。

- 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。
- 子どもたちの明るい将来を見据え、教育施設のあり方について検討を進めます。

### 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- 活力ある地域コミュニティづくりのため、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めます。
- 生涯学習センター（ラディアン）や図書館など社会教育施設の充実に努めます。